

2021

～職場内で掲示・回覧願います～



10月

## 協会けんぽ ふくしま 通信



事業主・加入者のみなさまへ



## 令和3年度 被扶養者資格再確認のご協力をお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

令和3年度につきましては、10月下旬から11月中旬にかけて順次「被扶養者状況リスト」を原則として事業主様へお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出いただきますようお願いいたします。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

● 扶養解除者数 約6.8万人

● 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）

※高齢者医療制度の拠出金は加入者数で算出されます。

約1億円  
令和2年度実績

## 確認対象者

令和3年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

## 送付時期

令和3年10月下旬から11月中旬にかけて順次送付いたします。

## 提出期限

令和3年  
12月20日(月)

## 添付書類

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

- ☑ 被保険者と別居している被扶養者 → 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ☑ 海外に在住している被扶養者 → 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

## 扶養から外れる被扶養者の方がいる場合

再確認の結果、被扶養者から外れる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出をお願いいたします。



# ご家族が健診を受けているか、 知っていますか？



忙しいから  
またあとで

元気だから  
まだ大丈夫

病院に  
行くのは  
面倒



生活習慣病は、**自覚症状が  
ないまま進行**します。  
ご家族の方も都合に合わせて  
お得に受診できます。

ちょっとだけ、  
心配になった方は  
こちら

